

## <厚生年金保険法第 128 条の届>

基金に提出された届書の処理が終わると以下の書類をお送りします。

- (1) 基金決定通知書
- (2) 「厚生年金保険法第 128 条の届」提出依頼…[A](#)
- (3) 厚生年金保険法第 128 条の届…[B](#)
- (4) 別紙…[C](#)

基金決定通知書と年金事務所から送付された確認通知書の記載事項を照合して相違なければ(3)の厚生年金保険法第 128 条の届([B](#))を基金に提出してください。記載事項に相違があった場合は訂正届を提出してください。

また、資格取得届を提出したときに基礎年金番号欄に記載がないときは(抹消されている場合も含む)(4)の別紙([C](#))も基金決定通知に同封されています。所定事項を記入して(3)の厚生年金保険法第 128 条の届([B](#))と一緒に基金に提出してください。

### 記入上の注意点

- ・加入員資格取得届提出時に、年金手帳が添付されていても、基礎年金番号の記載されていない手帳の場合(厚生年金・国民年金番号の記載のみ)は、(4)の別紙([C](#))を提出してください。
- ・(3)の厚生年金保険法第 128 条の届([B](#))には、事業所番号を記入し事業主印を押してください。

### 記入の方法

- (2)の「厚生年金保険法第 128 条の届」提出依頼([A](#))を参照してください。

「厚生年金保険法第 128 条の届」提出依頼について

先に、ご提出いただいた異動届（取得・喪失・月額変更・算定基礎）に係る基金の決定通知書を別添のとおり送付いたしますので、お手数ですが、同一人について年金事務所から送付された確認通知書の記載事項と照合してください。照合の結果、記載事項について相違がなければ、同封の「厚生年金保険法 128 条の届について」を、当基金宛に折り返しご提出ください。その際に、なお書き部分を抹消してください。

照合の結果、相違がありましたら、訂正届を提出していただくことになります。その訂正届については、訂正の箇所により届け出方法が異なりますので、当基金へご相談ください。

また、資格取得者に係る基礎年金番号について、次のような場合は、年金事務所から通知のあった基礎年金番号を別紙にてお届けください。

◎ 別紙にてお届けいただく場合

- ・基金からの「加入員資格取得および標準給与決定通知書」の⑧欄が空欄（抹消されている場合を含む）である者がいるとき。
- ・基金からの同通知書の番号と年金事務所から通知のあった番号とが相違しているとき。

(TEL 03-5496-3322 担当 業務部)

平成 22 年 2 月 10 日

東京都報道事業厚生年金基金

(ご参考)

厚生年金保険法第 128 条の規定

設立事業所の事業主は資格取得、資格喪失の確認または標準報酬月額の設定もしくは改定について年金事務所長からの通知があったときは、通知のあった事項を基金に届け出ることとされています。

しかし、同じ事項を二度も届け出るとは、事務を複雑化し実務的でないため、基金と厚生年金からの通知を照合し相違がなければ、相違のない旨の届けをすればよいことになっています。

平成 22 年 3 月 20 日

東京都報道事業厚生年金基金理事長 殿

事業所番号

	4	2	9
--	---	---	---

事業所名称 株式会社 ホウドウ

事業主氏名 代表取締役 報道 厚夫



## 厚生年金保険法第128条の届について

貴基金宛に提出した加入員に関する異動届（取得・喪失・月額変更・算定基礎）の内容について、このたび、年金事務所から確認の通知を受けましたが、先に提出した異動届の内容と相違ありませんので、厚生年金保険法第128条の規定によりお届けいたします。

なお、年金事務所より通知のあった資格取得者に係る基礎年金番号は、別紙に記載のとおりであります。

平成21年12月28日～平成22年2月2日提出分
--------------------------

